

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市障がい福祉施設価格高騰対策支援補助金
補助事業等の 目 標	光熱費、食材費及びガソリン代の価格高騰の影響を受けている障がい福祉施設に対し、事業の継続及び雇用の維持に必要な経費を補助することにより、安定的なサービスの提供を図る。
補助事業等の 対 象 者	市内に存する次に掲げる施設又は事業所（以下「施設等」という。）。ただし、長野県が行う長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援事業及び長野県障害福祉サービス継続支援事業の対象となる施設等又は令和7年12月1日時点において、施設等の休止若しくは廃止に係る届出をしている施設等を除く。 (1) 生活介護事業所 (2) 就労移行支援施設 (3) 就労継続支援施設 (4) 計画相談支援事業所

<b>補助対象経費</b>	1 価格高騰対策支援補助 施設等が事業の継続及び雇用を維持するために要する経費		
	2 サービス継続支援補助 施設等が大規模災害等にあってもサービスを円滑に継続できるよう備える資機材等の購入に要する経費であって、次の表に掲げるもの又はこれらに類するもの		
	種別	補助対象品目	
		区分	品目
	(1) 防災 資機材 の購入 費用	保管庫等	備蓄用資機材収納庫、防災資機材保管用棚（設置工事費を含む。）
		情報伝達用具等	メガホン、携帯用無線機、ラジオ等
		救出、救護用具等	はしご、担架、ヘルメット、救助資機材、チェーンソー、エンジンカッター、バール、救命ロープ、救急薬品、救急用品、自動体外式除細動器（AED）及び付随するパッド・バッテリー、雨合羽、安全長靴、強カライト、誘導棒、避難誘導看板等
		避難所用品等	車いす、リヤカー、パーテーション、簡易ベッド、災害時用毛布、スポットクーラー、エアコン、簡易トイレ、トイレ用消耗品、投光器、非常用発電機、蓄電池、携行缶、テント、コードリール、ビニールシート、標旗、腕章、防災ベスト・ビブス等
		給食、給水用具	保存食、保存水、粉・液体ミルク、炊飯器、防災用水槽、給水タンク、浄水器等
		その他	土のう袋・砂、消火器、消防ホース格納庫、軽量可搬消防ポンプ、防災遊具、水中ポンプその他市長が特に必要と認めたもの
(2) 除雪 器具の 購入費	除雪器具	小型除雪機、融雪機、雪かき等	

<p><b>補助金等の額及びその算定方法又は補助率</b></p>	<p>1 価格高騰対策支援補助 補助金の額は、次の各号に掲げる施設等に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 生活介護事業所 6万円に、定員1人当たり2,000円を乗じて得た額を加算した額 (2) 就労移行支援施設 6万円 (3) 就労継続支援施設 6万円 (4) 計画相談支援事業所 2万円</p> <p>2 サービス継続支援補助 補助金の額は、次の各号に掲げる施設等に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、資機材等の購入に要した経費が当該額以上である場合に限り、当該額を交付するものとする。 (1) 生活介護事業所 14万円 (2) 就労移行支援施設 14万円 (3) 就労継続支援施設 14万円 (4) 計画相談支援事業所 10万円</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 県が「社会福祉施設等価格高騰対策支援金支給要綱」及び「障害福祉サービス継続支援金支給要綱」において規定する施設ごとの基準単価に準じて補助を行うため。</p>
<p><b>補助事業等の評価</b></p>	<p>交付申請書を基に、担当部署により効果を評価する。</p>
<p><b>補助事業等の開始時期</b></p>	<p>令和8年1月30日</p>
<p><b>補助事業等の終了時期</b></p>	<p>令和8年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】</p>
<p><b>情報の公表の方法等</b></p>	<p>補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。</p>
<p><b>その他</b></p>	<p>1 この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 生活介護事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項の規定による生活介護を行う事業所をいう。 (2) 就労移行支援施設 法第5条第14項の規定による就労移行支援を行う施設をいう。 (3) 就労継続支援施設 法第5条第15項の規定による就労継続支援を行う施設をいう。 (4) 計画相談支援事業所 法第5条第19項の規定による計画相談支援を行う事業所をいう。</p> <p>2 この取扱基準による補助金の交付を受けられる回数、補助対象経費の種別ごとに、それぞれ同一年度につき1回を限度とする。</p>

提出書類	<p>1 価格高騰対策支援補助を受けようとする施設等は、令和8年3月6日までに諏訪市障がい福祉施設価格高騰対策支援補助金交付申請書兼請求書（価格高騰対策支援補助）（様式第2号-1）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、生活介護事業所にあつては、申請書に事業所の定員が分かる書類の写しを添えて申請しなければならない。</p> <p>2 サービス継続支援補助を受けようとする施設等は、令和8年3月6日までに諏訪市障がい福祉施設価格高騰対策支援補助金交付申請書兼請求書（サービス継続支援補助）（様式第2号-2）に、補助対象経費の補助額以上購入したことを確認できる領収書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。</p>
	<p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
担当部署	<p>諏訪市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係</p>

令和 8年 1月30日 制定（令和 8年 1月30日 施行）